

令和7年度 川の国応援団美化活動団体に係るボランティア保険について

1. 保険の内容

(1) 対象者

「川の国応援団美化活動団体」に登録された団体のボランティア活動に参加する個人

- ・本保険の対象となるのは、美化活動団体参加者名簿（様式2）に記載の方です。参加者に変更があった場合は、団体は県に対し速やかに変更後の参加者名簿を提出してください。
- ・活動参加者を活動当日に募集する場合など活動実施前に参加者名簿を提出することが困難な場合は、団体は県に対し活動実施後速やかに参加者名簿を提出してください。

(2) 対象となる活動

県が管理する河川（水面を除く）での清掃活動および雑草刈り払い作業における傷害・賠償事故

(3) 保険金の額

【傷害保険】

種類	保険金の額	備 考
死亡（1名）	300万円	限度額 ※180日以内の死亡・後遺障害の場合に適用
後遺障害（1名）	300万円	
入院（1日）	3,000円／日	180日以内限度
通院（1日）	2,000円／日	90日以内限度

【賠償責任保険】

種類	保険金の額	備 考
人身（1名）	3,000万円	限度額
人身（1事故）	1億円	
対物（1事故）	3,000万円	

2. 活動中に怪我をした場合について

- ・速やかに管内の県土整備事務所に御連絡ください。
- ・その後、「事故報告書（川の国応援団美化活動団体実施細目（様式5）」を管内の県土整備事務所に提出していただきます。
- ・事故そのものの対応処理につきましては、必要に応じ、管内警察署や消防署（救急車）に連絡願います。